

## 赤塚税務会計事務所通信

## 消費税のインボイス制度

～10/1より事前申請がはじまります！～

暑い夏、そしてオリンピック。選手のみなさんはこの酷暑のなか大変ですね。選手のがんばりに勇気と感動をもらっている今日この頃です。やはりスポーツはいいものですね。

さて、話は変わりますが、消費税は令和5年10月よりインボイス制度の導入という大きな転換期を迎えます。令和5年10月のインボイス開始に先立って、まず、今年の10月より登録課税事業者の登録申請が開始となります。今回はインボイス制度と登録申請についてお知らせいたします。

消費税の計算のしくみ

消費税の原則的な計算方法は、売上の際に預かった消費税から、仕入れや経費に含まれている消費税を差し引いて計算するというものです。

$$\text{納税額} = \text{売上消費税} - \text{支払消費税}$$

そして、事業者のなかには、消費税を納める義務がある課税事業者とそうでない事業者(免税事業者)がいます。課税事業者とは、原則的には、2期前の課税売上高が1,000万円を超える事業者です(このほかにも課税事業者となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。)

本来、免税事業者である仕入先や経費の支払い先に支払った金額には、消費税が含まれていないはずなのですが、これまでは、支払先が課税事業者であるか、免税事業者なのかを問わず、全て消費税が含まれているものとして取り扱われてきました。

つまり、免税事業者へ支払った支払額が110円(消費税の記載はない)場合には、110円の内、10円は支払消費税として計算してよいこととなりました。

適格請求書(インボイス)制度とは

適格請求書(インボイス)制度とは、  

$$\text{納税額} = \text{売上消費税} - \text{支払消費税}$$
 の支払消費税を登録課税事業者へ支払った消費税に限定する制度です。

これにより、免税事業者と登録していない課税事業者へ支払った仕入や経費の支払額については、消費税の計算の際に考慮されない(売上消費税から控除することができない)こととなります。

インボイス制度導入前後の支払消費税の取扱いは次のようになります。

支払先	現行	インボイス制度
登録課税事業者	仕入控除可 (登録・無登録の区別なし)	仕入控除可
無登録課税事業者		仕入控除不可
免税事業者	仕入控除可	仕入控除不可

～裏面に続きます～

また、インボイス制度のもとでは、仕入控除の要件として、登録課税事業者の発行した適格請求書等（インボイス）の保存が必要となります。

これまでも請求書等の保存要件はありましたが、登録課税事業者が発行したものであるという証拠として登録番号の記載が必要になるというところが新しいところとなります。

## **登録課税事業者の申請**

これまで課税事業者となっていた事業者は、インボイス制度開始後に自動的に登録課税事業者になるかという点、そうではありません。既に課税事業者であるとしても、登録課税事業者となるためには登録申請書の提出が必要になります。

インボイス制度の開始時期である令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。

ただし、令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合には、令和5年9月30日までに提出すればよいことになっています。

そして、この申請書の受付が2か月後の令和3年10月1日から始まるのです。

申請後、税務署による審査を経て、登録番号の通知・公表が行われます。

ここで注意が必要なのは、免税事業者が登録課税事業者となる場合です。

免税事業者が登録課税事業者となるためには、「課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となることを選択する必要があります。そして、課税事業者選択届出書を提出した事業者は、2期前の課税売上高が1,000万円以下であっても、免税事業者にはならず、消費税を申告・納税しなければなりません。

## **まとめ**

インボイス制度の開始日（令和5年10月1日）から登録課税事業者となるためには、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。免税事業者が登録課税事業者になる必要があるかどうかは、個々の事業者の判断に委ねられることとなります。売上先が消費者だけの場合には、インボイスの交付を求められることはないと思われまので、あえて登録課税事業者になる必要はないと思います。反対に、売上先に事業者が多く、売上先からインボイスの交付が求められる場合には、登録課税事業者を選択する必要があるかもしれません。



**赤塚税務会計事務所**

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803      FAX 048-972-4809

MAIL [akatsuka@a-taxlaw.com](mailto:akatsuka@a-taxlaw.com)    HP <https://a-taxlaw.com>

**なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！**